

# 弁護団声明

平成30（2018）年6月7日

旧優生保護法弁護団

弁護団長 新 里 宏 二

本年6月6日、優生保護法による強制不妊手術被害について国に賠償を求めた訴訟（仙台地裁平成30年（ワ）第76号事件）について、国の具体的な認否・反論が示された。

国は、原告が訴状請求原因第4で主張した「優生手術の違憲性」に全く反論しないまま、優生手術被害者は補償制度がなくても国家賠償法により損害賠償を求めることができたことを理由に国に補償制度を作る義務があったものとは言えないとして、国（国会及び厚労大臣）における不作為の違法は認められないというべきである旨主張している。

本件訴訟で原告が主張し、司法判断を求めているのは、「憲法違反の法律の下で違法な手術が行われたこと」に関する国の責任である。

しかるに、今回の主張は、その根幹部分に全く答えないまま小手先の答弁に終始していると言わざるを得ない。

この問題については、厚労省が被害実態調査を都道府県に求め、国会議員の中で謝罪と補償に関する制度検討がなされるなどしているが、上記国の反論は、甚大なる人権侵害の事実に向き合い、これを反省する姿勢のかけらもみえない。

我々は、このような国の姿勢に強く抗議する。

以上